

障害者福祉施設等における

障がい者虐待の防止について

# 本日の説明の流れ

## 第1 障がい者虐待とは (P3~)

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障がい者虐待の種類
  - ・ 具体例 (異性介助・身体拘束)
- 3 障がい者虐待に関する通報義務

## 第2 虐待防止の方策 (P18~)

- 1 虐待防止委員会の役割
- 2 研修の実施
- 3 風通しの良い職場づくり
- 4 その他

## 第3 県内の障がい者虐待の状況 (P30~)

# 第1 障がい者虐待とは

## 1. 障害者虐待防止法の概要

### <目的（法1条）>

障害者に対する虐待が**障害者の尊厳を害する**ものであり、障害者の自立・社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、

- ・ 障害者に対する虐待の禁止
- ・ 虐待の防止等に関する国等の責務
- ・ 虐待を受けた障害者に対する保護、自立支援の措置
- ・ 養護者に対する支援のための措置 等

を定め、障害者虐待の防止・養護者に対する支援等の施策を促進し、**障害者の権利利益の擁護**に資することが目的

## <定義（法2条）>

「障害者虐待」とは…

- ① **養護者による** 障害者虐待  
障害者を現に養護する者（障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの）による障害者への虐待
- ② **障害者福祉施設従事者等による** 障害者虐待  
障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者による障害者への虐待
- ③ **使用者による** 障害者虐待  
障害者を雇用する事業主等又は事業の経営担当者等による障害者への虐待

## 2 障がい者虐待の種類

種類	内容
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の身体に外傷が生じる（生じるおそれのある）暴行を加える</li><li>・ 正当な理由なく障害者の身体を拘束する</li></ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者にわいせつな行為をする（させる）</li></ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者に対する著しい暴言（拒絶的な対応）、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行う</li></ul>
放棄・放置 (ネグレクト)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置、上記虐待の行為と同様の行為の放置等</li></ul>
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者から不当に財産上の利益を得る</li></ul>

※障がい者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

## ○障がい者虐待の具体例

### ◆身体的虐待

- ・ 殴る、蹴る、物を投げつける
- ・ 身体的苦痛や病状悪化を招く行為の強要
- ・ 無理に食事を食べさせる、飲み物を飲ませる
- ・ 正当な理由のない身体拘束（後記） 等々

### ◆性的虐待

- ・ キス、性器等への接触、性交、性的行為の強要
- ・ わいせつな言葉を発する、会話をする
- ・ 性的な話をさせる、聞かせる
- ・ わいせつな写真や映像を見せる
- ・ わいせつ行為を撮影する、人に見せる
- ・ 更衣やトイレ等をのぞき見する、撮影する
- ・ 半裸や下着姿のまま放置する
- ・ 排せつやおむつ交換時に周囲に見えないように配慮しない

等々

## ◆心理的虐待

- ・怒鳴る、罵る、脅す、威圧的な態度を取る、暴言を発する
- ・日常的にからかう、子ども扱いする
- ・排泄の失敗などを大声で話す
- ・話しかけ等を無視する、精神的に孤立させる
- ・本人や家族の悪口を言う（他人へ言うことも含む）
- ・大切にしている物を乱暴に扱う、捨てる
- ・本人の意思に反した異性介助

等々

## ◆放棄・放置（ネグレクト）

- ・入浴、排泄の介助をしない
- ・髪、ひげ、爪が伸び放題、汚れた服を着せている
- ・床ずれが発生（体位調整や栄養管理を怠る）
- ・劣悪な室内（環境）に長時間放置する
- ・必要な医療等を受けさせない
- ・必要な用具の使用を限定し、行動等を制限する
- ・他の利用者に暴力を振るう者への対策を講じない

等々

## ◆ 経済的虐待

- ・ 金銭等の着服、窃盗等（無断で使う、処分する、流用する等）
- ・ 財産（不動産等を含む）を無断で売却、運用する
- ・ 年金や賃金を管理して渡さない、預貯金等を無断で使用する
- ・ 事業所や法人に金銭等を寄付するよう強要する
- ・ 財産を本人が知らない支払い等に充てる
- ・ （職員の立場を利用する等して）金銭を借りる
- ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す
- ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する

等々

詳しくは「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

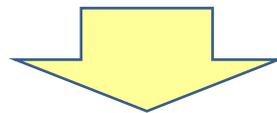
（令和6年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 こども家庭庁支援局障害児支援課作成）を御参照ください

**具体例のような行為が事業所内で起きてないか、  
全職員（パート職員等を含む）で確認してください。**

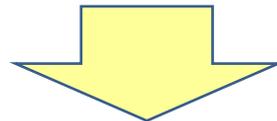
## ○具体的な虐待防止対応①

### 「異性介助（入浴介助・排泄介助）」について

令和6年度の報酬改定で、施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨が指定基準の解釈通知に明記された。（努力義務）



もっとも、本人の意思や意向の把握は、利用者が遠慮して言えないなど必ずしも容易ではないという問題がある。



このため、人員不足など職員配置上の問題があっても、本人の権利擁護の観点からは、特に入浴介助や排泄介助については同性介助を行うことが望ましい。

なお、「本人の意思に反した異性介助」は**心理的虐待**に該当する行為である。また、**性的虐待**に該当すると判断される場合も考えられる。

## ○具体的な虐待防止対応②

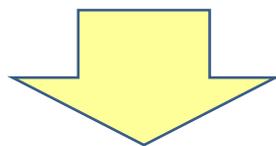
### 「身体拘束」について

＜身体拘束の具体例＞

- ・車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ・施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる。

等

→身体拘束は**身体的虐待**の類型に該当する。



**緊急やむを得ない場合を除き行ってはならない**

(※熊本県指定基準条例第36条の2第1項他参照)

# <身体拘束が例外的に正当化される 「緊急やむを得ない場合」とは>

→次の**3要件**を全て充足すること  
(要件判定は厳格に行う)

## ①**切迫性**

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

## ②**非代替性**

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

## ③**一時性**

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

## →緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

### ①組織による決定と個別支援計画への記載

※個別支援会議等で慎重に検討して決定すること

### ②本人・家族への十分な説明と同意

### ③必要事項の記録

- ・身体拘束の態様・時間
- ・利用者の心身の状況
- ・緊急やむを得ない理由 等

## 身体拘束廃止未実施減算

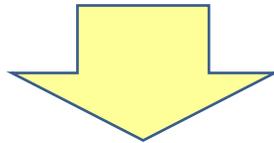
⇒①～④いずれかに該当する場合

- ①身体拘束の必要事項の記録がされていない
- ②身体拘束廃止委員会の定期開催や結果の周知がない
- ③身体拘束等の適正化のための指針の整備がない
- ④虐待防止のための研修が定期的に実施されていない

◇～R6.3.31

1日につき5単位の減算

◇R6.4.1～



**施設・居住系サービス：所定単位数の10%に引き上げ**  
**訪問・通所系サービス：所定単位数の1%に見直し**

※施設・居住系…障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

### 3 障がい者虐待に関する通報**義務**

障害者支援施設・障害福祉サービス事業所  
障害児通所支援事業所・相談支援事業所

施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、  
→速やかに、市町村に通報しなければならない。

(障害者虐待防止法第16条第1項)

障害児入所施設

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童の発見者は、  
→ 速やかに、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、  
都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会もしくは  
市町村に通告しなければならない。

(児童福祉法第33条の12第1項)

**施設内で留めず、すぐに自治体へ通報を！**

## ○通報者の保護

障害者支援施設・障害福祉サービス事業所  
障害児通所支援事業所・相談支援事業所

障害者福祉施設従事者等は、通報をしたことを理由として、  
解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(障害者虐待防止法第16条第4項)

障害児入所施設

施設職員等は、通告をしたことを理由として、解雇その他  
不利益な取扱いを受けない。

(児童福祉法第33条の12第5項)

## ○障がい者虐待の通報後の対応

### 市町村・都道府県による調査が実施されます

→ 市町村・都道府県が、虐待の事実があったかどうかを**判定**します。

※市町村等が行う立ち入り調査に対し、虚偽報告等をした場合の罰則規定あり。（障害者総合支援法第110条、第111条）

障がい者虐待が起きてしまった場合の対応は、  
**「隠さない」「嘘をつかない」**

管理者等が日頃から誠実な対応を心がけ、職員等に示すこと。

## ☆ 障害者福祉施設等（従事者）が特に留意すべきこと

# 「通報は、すべての人を救う」

日本社会事業大学専門職大学院 准教授 曾根直樹氏

- ・ 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- ・ 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- ・ 理事長、施設長などの責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- ・ 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

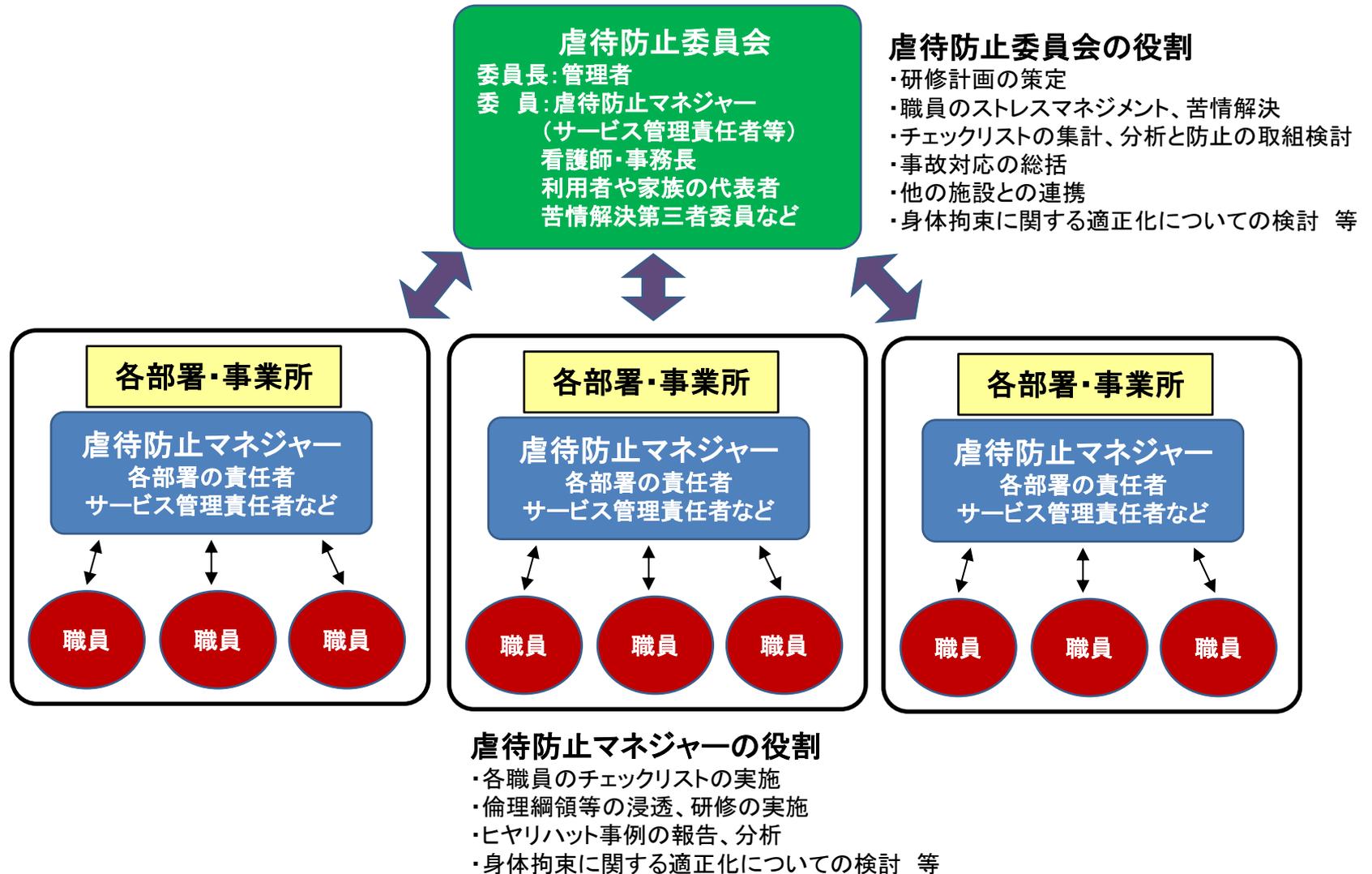
※最終的に、「利用者」も「虐待した職員」も「理事長、施設長」も「施設、法人」も、全て救うことになります。

## 第2 虐待防止の方策（虐待を防止するために）

- (1) 虐待防止委員会を設置する等の体制整備 **義務**
- (2) 研修（人権意識、知識や技術向上を目指す） **義務**
- (3) 運営規程への定めと職員への周知 **義務**
- (4) 倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底
- (5) 日常的な支援場面等の把握
- (6) 風通しの良い職場づくり
- (7) 虐待防止のための具体的な環境整備

# 【※令和4年度から虐待防止委員会の設置は義務化】

## (1) 虐待防止委員会を設置する等の体制整備



## <虐待防止委員会の構成>

- ・ 委員長（管理者等）
  - ・ 責任者（虐待防止担当者）
  
  - ・ 委員（虐待防止リーダー（マネジャー））  
各事業所等で虐待防止のリーダーになる職員  
（例） サービス管理（提供）責任者  
児童発達支援管理責任者  
ユニットリーダー 等
  
  - ・ 利用者やその家族
  - ・ 苦情解決の仕組みで設置されている第三者委員
- ※開催に際し、最低人数の定めはないが委員長と責任者は必ず参加

## <虐待防止委員会の開催>

- ・ 少なくとも年 1 回以上開催
- ・ 身体拘束等適正化委員会と一体的に開催することも可

# <虐待防止委員会の役割>

## 第1 平常時の役割

### A 虐待の未然防止

### A 早期発見

## 第2 虐待発生時の役割

### B 早期対応

### B 検証・総括

### B 再発防止策の実行

## A 虐待防止のための体制づくり

- ・虐待防止の研修、年間計画の策定
- ・マニュアルやチェックリストの作成と実施
- ・掲示物等ツールの作成と掲示

## A 虐待防止のチェックとモニタリング

- ①チェックリストによる各職員の自己点検
- ②虐待防止マネージャーが①の結果を集計
- ③虐待防止委員会への報告
  - ・②の結果について
  - ・現場で抱えている課題の伝達
  - ・事故（不適切な対応事例）の状況
  - ・苦情相談の内容
  - ・職員のストレスマネジメントの状況等
- ④委員会での具体的な対策の検討
- ⑤職員への研修計画や計画に反映

## B 虐待（疑いを含む）発生時の早期対応

虐待が生じた場合、速やかに関係自治体に通報する。**事実確認や虐待かどうかの認定は虐待防止委員会の役割には含まれない。**虐待防止委員会では必ず行政に通報した上で、調査に協力する。

## B 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証・総括と再発防止策の実行

虐待（疑い）が生じた場合、行政の事実確認を踏まえて、障害者福祉施設等としても事実を検証・総括の上、再発防止策を実行する。

## (2) 研修（人権意識、知識や技術向上を目指す）

### ① 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修

- （研修例）
- ・ 基本的な職業倫理
  - ・ 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知
  - ・ 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解
  - ・ 障がい当事者や家族の思いを聞くための講演会
  - ・ 過去の虐待事件の事例を知る

### ② 職員のメンタルヘルスの研修

- （研修例）
- ・ アンガーマネジメント研修

### ③ 障がい特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修

- （研修例）
- ・ 障がいや精神的な疾患等の正しい理解
  - ・ 行動障がいの背景、理由を理解するアセスメントの技法
  - ・ 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等）
  - ・ 身体拘束、行動制限の廃止
  - ・ 服薬調整
  - ・ 他の障害者福祉施設等 の見学や経験交流 等

### ④ 事例検討

- （研修例）
- ・ 障がい者のニーズを汲み取るための視点の保持
  - ・ 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得
  - ・ 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等

### ⑤ 利用者や家族等を対象にした研修

- （研修例）
- ・ 障害者虐待防止法、障害者総合支援法のパンフレットを活用した研修
  - ・ 性的虐待に関する研修

# ○研修を実施する上での留意点

## ①研修対象者への留意

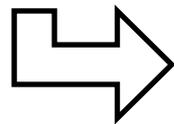
- ・職員一人ひとりの研修ニーズ・業務の遂行状況を確認しながら研修計画を作成
- ・福祉職以外・非常勤・パート職員も実施。できる限り多くの職員が研修に出席すること。

## ②職場内研修と職場外研修の実施

- ・職場外研修により、他施設の情報を得て自らを客観視する機会を持ち、日々の業務の振り返りを行う。

## ③虐待防止委員会での定期的な研修計画の見直し

- ・実施された研修の報告、伝達・職員の自己学習などを検証し、評価を行う。



研修の年間計画を立てる

## ④研修記録の作成・保存

- ・研修実施後には、研修の内容や参加者名を具体的に記録しておく。

### (3) 運営規程への定めと職員への周知

事業所の**運営規程**には、「虐待防止のための措置に関する事項」を定めておかなければならない。

#### ○ 虐待防止のための措置に関する事項

- ・虐待の防止に関する責任者の選定
- ・成年後見制度の利用支援
- ・苦情解決体制の整備
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ・虐待防止のための措置に関する事項の周知

## (4) 倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底

- ① 虐待防止のための倫理綱領・行動指針等の制定
- ② 「虐待防止マニュアル」の作成
- ③ 「権利侵害防止の掲示物」の掲示等による職員への周知徹底

- ・ 虐待防止委員会が主体となって、①②③に取り組む。
- ・ 可能な限り非常勤職員・パート職員を含む全職員からも意見を聞き、①②③を作成する。

※記載例については

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

(令和6年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
こども家庭庁支援局障害児支援課作成)

を御参照ください。

## (5) 日常的な支援場面等の把握

- ・ 障がい者虐待を防止するためには、管理職が現場に直接足を運び、支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握しておくことが必要。
- ・ 性的虐待の防止のため、職員採用時に支援の現場に試しに入ってもらい、気になる行動がないか確認する、勤務シフト等を工夫して可能な限り同性介助ができる体制を整える、勤務中のスマートフォンの携行を禁止して不当な撮影を防止する等の対策が考えられる。
- ・ 経済的虐待の防止のため、複数職員での適切管理のもと出納事務を行う、抜き打ち検査を行う等の対策が考えられる。

## (6) 風通しの良い職場づくり

- ・ 支援に当たっての悩みや苦勞を職員が日頃から相談できる体制を整備する。
- ・ 職員の小さな気づきも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制を整備する。
- ・ 職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげる。

### ※ 「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェック

厚生労働省ホームページに、回答への評価が表示されるコンテンツがあります。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/index.html>

## (7) 虐待防止のための具体的な環境整備

- ・ 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とP D C Aサイクルの活用
- ・ 苦情解決制度の利用
- ・ サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用
- ・ ボランティアや実習生の受入れと地域との交流
- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

◇令和6年度から（R6.4.1～）

## 虐待防止措置未実施減算を創設

＜障害者虐待防止措置＞

- ①虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者（虐待防止責任者）を置くこと。

→①～③を1つでも未実施の場合  
虐待防止措置未実施減算により、  
**所定単位数の1%を減算**する。

# 第3 県内の障がい者虐待の状況

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の県内の状況

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	合計
相談・通報件数	161件 (128件)	61件 (44件)	222件 (172件)
虐待判断件数	23件 (10件)	12件 (12件)	35件 (22件)
被虐待者数	25人 (10人)	34人 (15人)	59人 (25人)

※( )内は令和5年度の状況

※使用者による虐待件数は、労働局が非公表のため、掲載していない。

# 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の概要(県内)

## 1 通報者について

### 通報者の内訳 ※重複あり

相談・通報者	件数(割合)
本人	7件(10.6%)
家族・親族	5件(7.6%)
当該施設・事業所の職員 (設置者・管理者等)	30件(45.5%)
当該施設・事業所元職員	1件(1.5%)
他の施設・事業所の職員	2件(3.0%)
当該市町村行政職員	9件(13.6%)
警察	1件(1.5%)
その他	6件(9.1%)
不明(匿名含む)	5件(7.6%)

## 2 虐待の事実が認められた事例

### ①虐待の類型 ※重複あり

類型	件数(割合)
身体的虐待	10件(55.5%)
性的虐待	1件(5.6%)
心理的虐待	5件(27.7%)
放棄・放置(ネグレクト)	1件(5.6%)
経済的虐待	1件(5.6%)

### ②被虐待者の性別

性別	人数(割合)
男性	31人(91.2%)
女性	3人(8.8%)
不明	0人(0.0%)

### ③被虐待者の障がい種別 ※重複あり

障がい種別	人数(割合)
身体障がい	7人(17.1%)
知的障がい	18人(43.9%)
不明	16人(39.0%)

### ④被虐待者の障害支援区分

区分	人数(割合)
区分1	0人(0.0%)
区分2	0人(0.0%)
区分3	0人(0.0%)
区分4	2人(5.9%)
区分5	2人(5.9%)
区分6	14人(41.2%)
区分なし	0人(0.0%)
不明	16人(47.0%)

### ⑤被虐待者の年齢

年齢	人数(割合)
～17歳	0人(0.0%)
18歳、19歳	1人(2.9%)
20歳～29歳	2人(5.9%)
30歳～39歳	3人(8.8%)
40歳～49歳	2人(5.9%)
50歳～59歳	4人(11.8%)
60歳～64歳	2人(5.9%)
65歳以上	7人(20.6%)
不明	13人(38.2%)

### ⑥虐待のあった施設・事業所の種別

	障害者 支援施設	療養介護	生活介護	共同生活援助
件数 (割合)	7件 (58.4%)	1件 (8.3%)	3件 (25.0%)	1件 (8.3%)

# 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の概要(県内)

通報件数

61 件

確認調査

虐待判断件数

12 件

事例	虐待の種類	被虐待者の障がい種別・人数	虐待の内容	虐待があった施設の種別	虐待者の職種	虐待に対して採った措置
1	身体的虐待	知的障がい(1人)	職員が利用者の額を複数回にわたって平手で叩くなどした。	共同生活援助	生活支援員	施設・事業所等に対する指導
2	身体的虐待	知的障がい(1人)	職員が利用者の頭を殴った。	生活介護	生活支援員	施設・事業所等から改善計画の提出
3	身体的虐待	身体障がい、知的障がい(1人)	職員が利用者の左頬を平手打ちした。	療養介護	生活支援員	施設・事業所等から改善計画の提出
4	身体的虐待 心理的虐待	身体障がい、知的障がい(2人)	職員が利用者の嫌がる行為を繰り返した。	生活介護	生活支援員	施設・事業所等に対する指導
5	経済的虐待	身体障がい、知的障がい(4人) 知的障がい(6人)	職員が施設で預かっている利用者の金銭を窃取した。	生活介護	生活支援員	施設・事業所等から改善計画の提出
6	身体的虐待	知的障がい(1人)	職員が利用者の顔を手で叩く等を行った。	障害者支援施設	生活支援員	施設・事業所等から改善計画の提出

# 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の概要(県内)

事例	虐待の類型	被虐待者の障がい種別・人数	虐待の内容	虐待があった施設の種別	虐待者の職種	虐待に対して採った措置
7	身体的虐待 心理的虐待	不明(1人)	・職員が利用者に対する威圧的な言動が常態化していた。 ・職員が利用者にビンタをした。	障害者支援施設	・看護職員 ・生活支援員	障害者総合支援法に基づく改善勧告
8	身体的虐待 性的虐待 心理的虐待	不明(13人)	・職員が利用者の顔を殴った。 ・職員が利用者の胸元を掴み上げた。	障害者支援施設	・サービス管理責任者 ・生活支援員	障害者総合支援法に基づく改善勧告
9	身体的虐待	知的障がい(1人)	職員が利用者に対し、はさみをさすような行為を行った。	障害者支援施設	生活支援員	虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導
10	身体的虐待	知的障がい(1人)	・職員が利用者の座っている椅子をひっくり返し、利用者が転倒する。 ・その後、利用者がソファに座り、職員が利用者の手をつかんで立ち上がらせるが、利用者が拒否したため、そのままソファに突き飛ばした。	障害者支援施設	生活支援員	虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導
11	心理的虐待 放棄、放置	不明(1人)	職員が、利用者に必要な支援を行わず、また、暴言を吐く。	障害者支援施設	特定できず	障害者総合支援法に基づく改善勧告
12	身体的虐待 心理的虐待	不明(1人)	・職員が膝で利用者の体を抑えつける等を行った。 ・嫌がっている利用者にも無理やり行った。	障害者支援施設	・生活支援員 ・児童指導員	障害者総合支援法に基づく改善勧告

## 【参考】 障害者虐待の防止と対応の手引き

厚生労働省のホームページに『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）（令和6年7月）「以下、手引き」』が掲載されています。

※厚生労働省URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

手引きには、障害者虐待の防止に関する必要な事項が網羅されています。

- ・「障害者虐待」に該当する場合
- ・障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務
- ・虐待を防止するための体制
- ・虐待を防止するための取組
- ・虐待が疑われる事案があった場合の対応
- ・身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

# 2025県民アンケート調査結果

熊本県は、本県の政策立案等の基礎資料を得るため、県民アンケート調査(県民生活や県の取組みに関する意識調査)を実施しました。(令和7年11月14日公表)

- (1) 調査時期: 令和7年(2025年)6月19日(木)～7月17日(木)(29日間)
- (2) 調査対象者: 県内在住の満18歳以上の男女3,500人(無作為抽出、郵送法)
- (3) 回収結果: 有効回答者数1,511名(回収率43.2%)

障がい関係の結果は以下の通りです。

問 あなたは、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を知っていますか。



問 あなたは、ご自身のお気持ちの中に、障がいのある人に対する偏見や差別意識があると感じますか。



問 あなたが、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の例として知っているものは何ですか。(あてはまるもの全て)



※2026県民アンケートでは、「触手話」、「指点字」を手話と点字を混同している可能性も否定できず、次回のアンケートの設問内容の見直し予定。